

# 吹田市立市民公益活動センター利用規約

## 1. 開館体制

1. 休館日 月曜日、5月3日～5月5日、12月29日～1月3日
2. 開館時間 火曜日～土曜日 9:30～21:30 日曜日・祝日 9:30～17:30

## 2. センターの利用に関する基本的なルール

1. 【迷惑行為】他の利用者の迷惑になるような利用はご遠慮ください。
2. 【ゴミ】使用に伴って出たゴミは必ずお持ち帰りください。
3. 【飲食】事務ブース、会議室は飲食可能ですが、他の利用者の迷惑にならないようご注意ください。また、机や床などが汚れたら、清掃をお願いします
4. 【禁煙】千里ニュータウンプラザは「敷地内全面禁煙」です。ご協力をお願いします。
5. 【内線】事務ブース、会議室、印刷室から、センター事務室へのご連絡には、内線「1650」番をダイヤルしてください。
6. 【節電】節電にご協力をお願いします。事務ブース、会議室、印刷室の電気は、使用後の電源オフをお願いします。
7. 【動物】館内へのペット動物の持ち込みは禁止です。ただし盲導犬・介助犬など利用者が生活に必要不可欠な動物に関しては、同伴していただいて結構です。
8. 【駐輪】自転車・バイクは、所定の駐輪場以外には置かないようにお願いします。  
【駐車】駐車場はわずかしかありません。公共交通機関をご利用ください。もしくは、近隣のコインパーキングをお使いください。  
※駐車場に関しては、別紙「駐車場利用について」をご参照ください。
9. 【破損・紛失】備品・設備などを破損・紛失した場合は、速やかにセンター事務室までご連絡ください。相当の補修費用をご負担願います。
10. 【事故・盗難など】施設内において生じた破損・盗難等すべての事故について、賠償の責任を負いかねます。
11. 【遺失物】遺失物については、拾得日より3ヶ月間保管してあります。現金・財布などの遺失物については速やかに警察（吹田警察署南千里派出所）に届けます。

## 3. 附則【施行】

- 1、2012年9月3日 Ver. 1 施行。
- 2、2012年11月30日 Ver. 2 施行。
- 3、2015年8月1日 Ver. 3 施行。

※この「センター利用規約」の内容は2015年8月1日版です。内容は予告なく変更されることがありますので、ご了承ください。

[指定管理者 NPO 法人市民ネットすいた]  
吹田市立市民公益活動センター センター長  
〒565-0862 吹田市津雲台1丁目2番1号  
千里ニュータウンプラザ6階  
TEL 06-6155-3167 FAX 06-6833-9851  
Mail [info@suita-koueki.org](mailto:info@suita-koueki.org)  
HP <http://suita-koueki.org>